

設計施工される皆様へ

## 昇降機に関する建築基準法施行令の改正施行について

建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成20年9月19日付政令第290号）が平成21年9月28日から施行されます。

（主な改正概要）

- 1．戸開走行保護装置の設置義務付け（令第129条の10第3項第1号）**  
ドアが開いている際にエレベーターのかごが動かないよう、自動的にかごを制止する安全装置です。
- 2．地震時管制運転装置の設置義務付け（令第129条の10第3項第2号）**  
地震時の閉じ込め事故を防ぐため、大きな衝撃を感知した際に自動的にかごを最寄階に停止させ、自動的に戸を開き、かご内の乗客が退出できる安全装置です。
- 3．その他安全対策の強化（基準の明確化）**  
上記の他、かご、主要な支持部分、昇降路並びに駆動装置及び制御器の構造など、エレベーターの安全に係る技術的基準を告示により明確化されました。

（施行日改正施行前後の運用）

長崎県では、施行日前後の昇降機の確認申請等の運用については、下記のとおり取り扱います。

## 記

- 1 . 施行令の改正施行日（H21.9.28）以前に建築工事に着手している場合は、昇降機の設置について建築基準法第87条の2による別願の確認申請を行ったとしても、新基準の適用は受けないものとする。なお、今回の改正主旨を十分ご考慮のうえ、施行日前に建築工事に着手したものであっても、出来る限り新基準に対応いただくよう、関係各位のご協力をお願いします。

### <改正施行日前後の取扱い>

	~ H21.9.27	H21.9.28	旧基準	新基準
	- -		可	可
	- -		可	可
	-	-	可	可
	- -	-	不可	可
	-	-	不可	可

凡例       : 建築物確認済証交付       : 建築物着工  
              : 昇降機確認済証交付       : 昇降機着工

- 2 . 上記の場合、建築物着工日については、昇降機確認申請書 第2面【6 . 昇降機の概要】【へ . その他必要な事項】への記載をお願いします。

なお、着工日に疑義のあるものについては、工程表、写真等の提示を求めることがあります。

- 3 . 既存建築物へ昇降機のみ設置や取替を行う場合は、施行日以降に着工するものから新基準が適用されます。

平成21年9月25日

長崎県土木部建築課